



オランダ風説書と  
近世日本

松方冬子

東京大学出版会

2038751916

# オランダ風説書と 近世日本

松方冬子

東京大学出版会

## 序章

.....

## 第一節 研究史

1

.....

## オランダ風説書の研究史

1

.....

## 一九七〇年代近世対外関係史研究の新動向

4

.....

## 一九七〇一八〇年代の理論的枠組みの問題点

5

.....

## 一九九〇年代以降対外関係史研究の潮流

8

.....

## 一九九〇年代以降情報史研究における海外情報の位置

5

## 凡例

.....

1

.....

## 本書の課題と収録論文

13

.....

## 本書の構成と収録論文

13

.....

## 本書の構成と収録論文

16

## 目次

.....

1

.....

## 序章

1

.....

## 第一節 研究史

1

.....

## オランダ風説書の研究史

1

.....

## 一九七〇年代近世対外関係史研究の新動向

4

.....

## 一九七〇一八〇年代の理論的枠組みの問題点

5

.....

## 一九九〇年代以降対外関係史研究の潮流

8

.....

## 一九九〇年代以降情報史研究における海外情報の位置

5

.....

Dutch Reporting of World News  
 During the Tokugawa Period: 1641-1859

MATSUKATA Fuyuko

University of Tokyo Press, 2007  
 ISBN978-4-13-026215-6



## 第一部 「通常の」 風説書の確立

### 第一章 風説書確立以前のオランダ人による情報提供

はじめ 35

第一節 一六四〇—五〇年代の日蘭関係と情報提供の義務づけ 37

1 参府賜暖の際の「条約」 37

2 一六四一年令 39

3 一六四三年令 40

4 一六五二年令 43

5 一六五九年令 44

小括 45

第二節 情報提供の義務づけに関する東インド総督の理解 47

1 一六四一年令 47

2 一六四三年令 48

3 一六五二年令 49

小括 50

第三節 一六四七年ポルトガル使節来航事件に関するオランダ人の情報提供 47

1 ポルトガル使節来航事件の第一報——一六四三年—— 51

2 第二報——一六四四年—— 55

3 蘭葡休戦と日本側の疑惑——一六四五—四六年—— 56

51

35

## 目次

ii

## 目次

iii

## 目次

### 第二章 オランダ風説書の確立過程

はじめ 73

第一節 「条約」の拡充過程——一六六〇—七〇年代—— 76

1 「通航一覧」にみる「条約」 76

2 長崎のオランダ商館長の認識 78

3 「条約」拡充の背景 82

小括 86

第二節 情報提供の実態 87

1 一六六一年タイオワン情報 87

2 一六六二—六六年の情報提供 88

3 一六六七年フランス使節来航情報 89

4 その他の情報 93

小括 95

おわりに 96

小括 60

おわりに 63

73



第八章 一八四六年におけるオランダ風説書 はじめに	261
第一節 オランダ領東インド政府決議による別段風説書の内容の一般化	261
第二節 一八四六年の別段風説書と長崎のオランダ商館	268
第三節 オランダ商館長の年一回の風説上申構想	271
おわりに	276
<b>第九章 一八四五年の別段風説書</b>	
はじめに	209
第一節 一八四〇年代東アジア発行の欧文新聞	210
第二節 一八四五年の別段風説書蘭文テキストとその情報源	213
1 「中国のアヘン問題」所収の蘭文テキスト——拙訳と解説——	213
2 一八四五年別段風説書の情報源	230
第三節 一八四五年の別段風説書和文テキスト	232
1 佐賀藩鍋島家文庫「辯辯新編」と「中国のアヘン問題」	232
2 「辯辯新編」「蘭人風説」別段風説書——本文部分の翻刻——	242
3 「辯辯新編」「蘭人風説」による翻訳の問題	252
おわりに	254

第六章 一八四四年オランダ国王ウィレム一世の「開国勧告」の真意 はじめに	175
第一節 親書送付に至るオランダ植民省の動機と事情	177
第四節 一八四六年、内容の一般化	163
おわりに	164
2 虎門寨追加条約等の条文(10—14)の送付	162
第一節 親書送付の影響とその後の日蘭関係	193
第三節 親書送付の影響とその後の日蘭関係	193
1 イギリスの脅威の持続と薪水給与令の諸列強への伝達	193
2 新たな脅威アメリカ	194
3 「鎖国」の「租法」化	196 <sup>194</sup>
おわりに	197
第二節 国王親書と老中の返書	186
1 親書	185
2 返書	186
第七章 一八四五年の別段風説書	209

## 終章 オランダ風説書の終局——一八五二—五九年——

はじめに

283

第一節 一八五二—五九年の「通常の」風説書

284

第一節 一八五二—五九年の別段風説書

290

おわりに

293

附表 「通常の」風説書蘭文控し別段風説書蘭文テキストの一覽(一八三四—五九年)

本書収録論文の初出一覽 304

300

あとがき 305

索引 7

英文要旨 I

## 目 次

### 凡 例

- 一、本書においては、原則としてグレゴリオ暦を用いる。和暦の年月日を併記する場合は、〈 〉を用いて示す。引用和文史料中の年月日付は和暦である。
- 一、本書の引用史料及び引用文献において、原文中で（ ）を用いている場合にはそのまゝ（ ）を用い、筆者による補足や説明は〔 〕を以て表した。
- 一、本書引用の日本語史料は、読みやすさを考慮して、筆者が適宜読点、中黒を補へた。「」は割書きを表す。漢字の旧字体・異体字は原則として、常用漢字に直した。頻出する「お」や「尔」は、「お」と、「得」や「而」で、「子」や、以外の仮名は、現行通常の平仮名・片仮名に直した。「る」と「れ」は、それぞれ「ムル」と「メル」に直した。また、助詞の「ル」や「ル」などは、右寄せの小ぶりの字体で書かれている場合が多いが、右寄せせず、他の文字と同じ大きさに統一した。
- 一、本書で用いるオランダ語史料は、特に断らなう限り、オランダ国立中央文書館(旧称 Algemeen Rijksarchief 1100—11年 Nederlandsch Archief へ改称したり)所蔵である。連合東印度公司 Verenigde Oostindische Compagnie 文書は VOC 口本商館 Nederlandse Factorij Japan 文書は NFI' 植民省 Ministerie van Koloniën 文書は Kol. 外務省 Ministerie van Buitenlandse Zaken 文書は BuZA' 国王府 Kabinet des Konings 文書は KdK を右側へ 所蔵番号を示す。
- 一、本書で引用したオランダ語史料の翻訳に際しては、必ずしも筆者が全面的な責任を負へくものであるが、翻訳に際しては、ライニア・H・ヘスリンク Reinier H. Hesselsink' ヘンケル・ファン・ターレン H. Isabel van Daalen' ハンティア・フィアーナ Cynthia Vialle' 加藤栄一 松井洋子の各氏に御教示を得たりことを記して謝意を表す。
- 一、オランダ語の括弧を示す場合、訳語が定着していないもののや原語を示したほうがよしと判断されたものは、訳語の